

2015年10月13日

【明石市公営企業管理者への要求書】

自治労明石市水道労働組合

2015年全国現業・公企統一闘争統一要求書

日頃より市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

この間、行政改革推進法に基づく「集中改革プラン」の推進により、地方自治体においては大幅な人員削減が強行されてきました。総務省地方財政審議会が、「地方公務員の数を減らすことは限界にきている」との意見（2014年12月）を示していますが、行き過ぎた効率化を追求し、安易な人員削減をすすめることが公共サービスの崩壊につながっていきます。事業に必要な財源と適正な人員の確保が必要です。

一方、東日本大震災や集中豪雨など、自然災害時に発揮された、住民のライフラインを守る活動においては、現業・公企労働者の迅速で柔軟な対応が、災害復旧や復興に大きな役割を果たしています。危機管理においては、こうした現場の力が欠かせません。

多様な市民ニーズに対応するため、公共サービスの拡充を行い、業務執行体制を確立するとともに、自らの職場と生活を守り、健康で働き続けられる職場体制・安全衛生体制の確立のため、下記のとおりブロック現業・公企評統一要求を提出します。別途提出の単組独自要求と合わせ、本年10月23日を統一行動日とする「自治労全国現業・公企統一闘争」を取り組みますので、10月21日までに文書による誠意ある回答を要求いたします。

なお、誠意なき場合は自治労組織を上げてたたかう事を申し添えます。

記

1. 直営堅持及び人員確保について

- (1) 自治体業務の外部委託(指定管理者制度・PFI・市場化テスト・包括的第三者委託)、事業の民営化、地方独立行政法人化、給食センター化・公社化・広域化・一部事務組合化等の拡大を行わず、直営で公的責任を果たすこと。
- (2) 住民生活に直結する現業・公企職場の切り捨ては行わず、退職などによる欠員は正規職員で補充すること。
- (3) 住民ニーズに対応する体制を確立するためにも人員配置については労使協議を行うこと。
- (4) 高齢者再任用制度の運用を速やかに行うこと。制度導入・運用にあたっては、希望者全員の雇用確保、定数のあり方、賃金・労働条件、職種・業務内容など労使協議・合意に基づき実施すること。
- (5) 緊急出動が必要な業務などについては自然災害も含めて危機管理の一環として直営による体制を確立すること。また、夜間・休日などについて職員が拘束されることから緊急呼び出し手当など諸条件の改善により勤務体制を確立すること。
- (6) 労使合意のない一方的な任用替えは行わないこと。
- (7) 法に抵触する委託や、常用的な業務に対するシルバー人材センター委託については是正すること。
- (8) 「集中改革プラン」等による人員削減の回復と業務量に応じた適正な定数を確保すること。さらには激甚災害時対応なども考慮した人員配置を行うこと。

2. 労働協約締結について

- (1) 施設の統廃合、新・増改築や機構改革など全ての労働条件の変更に関することは「事前協議」とし、その「事前協議協定」を締結すること。
- (2) 事前協議事項については組合と十分協議し、労使が合意に達するまでは一方的に行わないこと。また合意事項については文書で確認すること。
- (3) 身分保障やリスク管理等の十分な議論を行ったうえで、労使合意を前提に進めること。
- (4) 災害時における危機管理体制の確立に努めること。とくに職員の出動基準、労働条件や被災地への派遣など、労使合意を前提に進めること。

3. 労働時間の縮減について

- (1) 早期に年間労働時間 1,800 時間を達成すること。
- (2) 時間外・休日勤務縮減に向けて、36 協定の中身の一層の見直しを行うこと。また、協約未締結の場合は労基法違反であり、早急に協定を締結すること。

- (3) 交替制職場では最低月2回の土、日の連続休日を含む4週8休制を実施すること。
- (4) 時間外勤務の時間単価の算定基礎には、分母については労基法に基づき「実労働時間」とし、分子については基礎賃金に「地域手当・特殊勤務手当」などの月額固定支給額を算入すること。

4. 労働安全衛生について

- (1) 労働基準法・労働安全衛生法、その他関係法に違反する職場実態をただちになくすこと。
- (2) すべての事業場に安全衛生委員会を設置すること。50人未満の事業場などで委員会設置が困難な場合は労使対等で運営する「安全衛生協議会」を設置すること。また、年間の事業計画を策定すること。
- (3) 業務上の傷病については、使用者責任を明らかにし、法定外給付として死亡災害3,000万円（自賠責横並び）の補償制度をもうけること。
- (4) 過去の公務中の死亡など不幸な事故が再び起きないように、事業主としての責任を明確にするとともに、安全衛生に向けての具体的対策を行うこと。
- (5) 特定職場に多い、酸欠・硫化水素中毒事故の発生防止の対策を講じること。
- (6) 職場のアスベスト使用状況、対策状況を明らかにし、アスベストに対する健康対策を行うとともに、在職者のみならず退職者も含め特別健康診断の対象とすること。

5. 現業差別賃金等の撤廃と改善について

(1) 給料表について

技能労務職給料表については、行政職給料表（一）と同水準の給料表を適用すること。

(2) 賃金体系並びに賃金決定基準について

①年令別初任給基準制度の改善は次のとおり改めること。

ア 学歴、職種による一切の差別を廃止すること。

イ 18才における基準は行政職高校卒初任給とすること。なお、18才以上は1才ごとに4号給上位とすること。

②「級別資格基準」及び「年限昇格」の改善については、次のとおり改めること。

ア 学歴、職種による一切の差別を廃止すること。

イ 各級の「年限昇格」は行政職高校卒基準と同一とし、在級経験年数によるものとする。

ウ 中途採用者においては加えられる号給を経験年数とし、級格付けを行うこと。

③年令別最低保障制度を確立させ、その水準は35才で標準入職者の賃金の9割を下回らないものとする。

- (3) 「職務・職階給」の固定化につながる一時金への役職者加算（傾斜配分）を行わず、全職員対象に一律増額を図ること。
- (4) 昇格「改善」については、行(一)給料表適用者と同水準とすること。
- (5) 差別・競争を助長、拡大する一時金・勤勉手当への成績率導入を行わず、期末手当一本にすること。
- (6) 高齢者への定期昇給の抑制・停止措置を行わないこと。
以上の賃金制度改善に伴う完全在職者調整を行うこと。
- (7) 人材の育成のため、有資格者には資格手当を支給すること。
- (8) 現業と民間との給与比較については、賃金センサスのデータとの比較そのものが、企業規模・事業所規模、雇用形態、職務・仕事、平均経験年数の相違を無視したものであると認識し、不適切なデータ比較とその公表は行わないこと。
- (9) 人事評価制度の導入については、「職場に差別と分断を持ち込む」制度には反対します。なお、賃金等への反映に関しては労使交渉事項であり、十分な協議を行うとともに一方的な導入は行わないこと。
- (10) 等級別基準職務表について、現業・公営企業職員は、法律で義務付けられていないことから、条例化及び職員数の公表は行わないこと。

6. 権利確立、労働諸条件の改善について

- (1) 職員の身分保障のため、地公法第 28 条 4 項に関し特例条項を設けること。
- (2) 災害時において派遣の場合も含めた職員のワークルールを労使協議のうえで確立すること。
- (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 13 条に基づく、苦情処理共同調整会議を設置すること。

7. 職業差別撤廃について

- (1) 地公法第 57 条及び条例・規則で使用されている「単純な労務に従事する職員」という差別的言語・表現をただちに廃止することともに、呼称変更を県、国へ上申すること。

8. 臨時職員等の労働条件改善について

- (1) 臨時・嘱託・パートタイマー・アルバイト等の職員の拡大は行わず、ただちに正規職員化すること。
- (2) 正規職員化にいたる間、賃金（一時金、退職金等も含む）、労働条件（有給休暇等）社会保険など正規職員と同様にすること。
- (3) 恒常的業務に就く臨時職員・非常勤職員等のうち継続雇用を希望する職員について、雇用を延長すること。また、恒常的な業務に就いている臨時・非常勤等職員等について、

雇用更新年限を設けないこと。

9. 職場ごとの諸要求について

(1) 清掃職場の改善について

- ①廃棄物行政については、廃棄物処理法・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法制定のもと、排出規制も含むダイオキシン対策を強化し、環境保全重視の完全直営で行うこと。
- ②ダイオキシン汚染の職場環境測定と特別健康診断を速やかに行うこと。

(2) 用務員職場の改善について

- ①用務員の職務の明確化をはかること。
- ②配置数は各職場、正規2人以上とすること。
- ③各学校の廃棄物の分別・リサイクルの徹底を行うこと。

(3) 給食関係職場の改善について

- ①学校給食費の公費負担を貫くこと。
- ②1960年制定の文部省の「調理員配置基準」の抜本改正を県、国へ上申するとともに、調理員の労働実態をふまえた配置基準の改善と正規職員の増員を率先しておこなうこと。
- ③職場環境の改善、安全衛生の確立をはかること。特に職業病とも言える腰痛、けい肩腕障害、手荒れ、冷え性等をただちになくすよう対策をたてること。
- ④給食関係職場を中心に起こっている「指曲がり症」については公務災害適用をし、根絶に向け、増員及び職場の安全衛生を確立すること。
- ⑤合成洗剤を給食職場から即時追放し、石鹼に切り換えること。そのために、人員並びに施設の改善を行い、労働強化をなくすこと。
- ⑥環境ホルモンと給食食器の安全問題については、使用中の食器の安全性の確認や有害物質の溶出しない安全食器の検討、更に交換した場合の安全衛生面からの施設改善をおこなうこと。
- ⑦喫緊の課題となっているアレルギー対策の充実を図るとともに、職員の加配を行うこと。

(4) 社会福祉・衛生医療現業職場の改善について

- ①看護助手・調理員などのパート・臨職化、委託を行わず正規職員で対応すること。
- ②「規制緩和」の名による労働者派遣法の改悪の下、病院介護部門への派遣労働者の導入をおこなわないこと。

- ③ 保育園・病院給食の外部委託をおこなわないこと。
- ④ 保育園給食調理職場の調理員は、各職場2名以上体制とすること。

10. 公営企業（上下水道）職場の諸要求について

- ① 地方公営企業会計制度の見直しにより、地方公営企業の将来にわたる運営に支障が生じないように対策を講じること。
- ② 下水道事業の企業会計全部適用へ移行を行う場合は、定数条例見直しや労働条件に関わる就業規則作成、職員の身分変更など労働条件の変更を伴うため必ず労使交渉を行い、合意形成を図ること。
- ③ 水道法ならびに下水道法に基づき、業務量に見合った監督員等の資格を有する職員の配置を行うこと。そのためにも整備計画の策定はもとより、計画にみあった人材育成も行うこと。
- ④ 水道・下水道事業の水質検査については水質の安全確保と運転管理の適正化をはかるため、事業体として責任のもてる検査体制を確立すること。
- ⑤ 業務委託業者の管理監督は市の責任であり、業務状況をしっかりチェックできるだけの人材確保は重要であることから、管理監督できるだけの技術継承を担保できる職場体制を確保すること。
- ⑥ ライフラインは住民の生活に不可欠なものであることから、耐震補強計画は根幹的施設を優先的に実施することとし、特に有人施設については労働者への安全配慮義務の観点からも優先すること。

また、東日本大震災の経験から、あらゆる災害に対する体制整備の確立と、現行の災害対応のマニュアルなどの再検証を行うとともに見直しについては労使で協議すること。

- ⑦ 貯水槽水道については飲料水として適正な水であるように公的責任を果たすこと。
- ⑧ 合成洗剤は人体に有害であると同時に、水質汚染の原因でもあることから、職場で石ケンへの切り替えを進め、家庭でも切り替えをPRすること。
- ⑨ 地域水道ビジョン策定にあたって広く市民・職員の声を反映できるものとし、拙速な策定・公表とならないようにすること。
- ⑩ 下水道事業をめぐる現状を把握し、今後の下水道事業のあり方を再検討すること。

また、汚水整備の新規整備や今後の下水道事業の将来計画などについて、積極的な情報公開を行い、住民が参加して意思決定できる場の確立を行うこと。

2015年10月13日

【明石市公営企業管理者への要求書】

自治労明石市水道労働組合

自治体ライフライン事業「災害時における危機管理体制の確立」に関する要求書

貴職におかれましては、住民の生活に欠くことのできない地方公営企業の事業推進に日夜ご努力されていることに対して心より敬意を表します。

さて、自治労兵庫県本部公営企業評議会に結集する私たちは、これまで「住民のための地方公営企業政策の確立」にむけ取り組んできました。私たちは大湯水や阪神・淡路大震災という未曾有の災害に直面し、あらためてライフラインの重要性を認識しているところです。

引き続き集中豪雨、台風の襲来による風水害、東日本大震災など甚大な被害は後を絶ちません。改めて自治体ライフライン事業における災害時の危機管理体制の確立が求められています。

つきましては、阪神・淡路大震災の貴重な経験を踏まえ、地方公営企業の使命として住民生活を守るため、速やかに災害に関する総合的な諸施策を講じられるよう、下記の通り要求します。

記

1. 施設の検証と施策の確立について

- (1) 地震あるいは湯水・豪雨及び寒波等々、水道・下水道事業に著しい影響を与える災害を想定し、施設の検証を行い、災害対策マニュアルを策定すること。
- (2) 災害に強い施設等の整備に向け、方針を確立するとともに、年次目標を定め具体的諸施策を講じること。

2. 災害発生時の体制について

- (1) 災害時における職員の出勤計画を定め、周知徹底を図ること。
- (2) 災害時を想定した職員の初期活動を確立すること。

(3) 現行の災害対策マニュアルの検討・見直しを図るとともに、災害対策本部の役職体制及び任務分担等について確立すること。検討にあたっては、特に阪神・淡路大震災を想定したものとすること。

3. 災害復旧(基幹施設・管路の復旧・応急供給等)について

(1) 災害時における応急復旧・応急供給活動に関する目標を定めるとともに、具体的実施計画を確立すること。あわせて、応急復旧・応急供給活動の優先順位を定め、合意を図るよう事前の対策を講じること。

4. 自治体間等の応援について

(1) 災害時における相互の応援協定を他の自治体及び事業体との間で締結すること。

(2) 災害時において指定工事店や建設業者等から支援を円滑に得られるよう、事前の取り決めをしておくこと。

5. 教育・訓練及び広報活動について

(1) 職員に対して災害に関する総合的な研修を系統的に実施すること。

(2) 災害訓練の実施に際しては、職員・住民・企業・関係業者等の参加を図るなど、充実した内容で実施すること。

(3) 災害を想定して、市民の事前対策や災害時の役割を定め、広報などを通じ理解を求めておくこと。

6. 被災自治体への派遣をめぐる労働条件について

(1) 派遣先における時間外勤務・休日勤務手当等は、労働基準法を遵守すること。

(2) 派遣者を人選する場合は、本人及び家族の同意の上、職場の合意形成を図ること。また、長期派遣などにより派遣元の業務に支障をきたす場合は、必要な人員を確保すること。

(3) 派遣中の派遣元の本来業務は、職場でフォローする体制を確立すること。

(4) 被災自治体の災害支援に早期に対応できるよう職員研修を行うこと。また、派遣対応マニュアルを策定すること。

7. その他

(1) 災害時におけるボランティアの活動について方針を確立すること。

(2) 災害に強い水道・下水道施設整備等に要する費用に関し、国・自治体に対して補助制度の拡大・補助率の改善を求めること。

(3) 健康に配慮した労働形態、その労働形態を除外・軽減する疾病者等の範囲及び検討・決定方法、労働安全衛生体制及び委員会活動のあり方を、災害の程度・規模に応じて決めておくこと。

(4) 災害発生に備えた諸方針の策定にあたっては、労使の検討委員会を設置するとともに、労働組合の参画について積極的に対応すること。

8. 単組独自要求について

(2015年10月)

単 組 独 自 要 求

1. 退職者については、正規職員で補充をすること。
2. 各課・係ごとに業務量に応じた人員を配置すること。必要な場合は、増員をすること。
3. 技能員の新規採用をすること。
4. 技術の継承のための人員配置等をすること。
5. 再任用制度について職場実態を精査し、検証する体制を確立すること。
6. 2016年度（平成28年度）の水道部の体制について、協約を締結すること。
7. 企業職（2表）賃金については、企業職（1表）の賃金表と同一水準を堅持すること。
8. 「明石市水道ビジョン」や「明石市水道事業経営計画」について、引き続き組合と協議するとともに、途中経過を公表し、重点課題を明確にすること。
また、「明石市水道事業のあり方懇話会」の提言書に基づく会議等が開催された場合も組合に報告すること。
9. 事前協議に関する協定に基づき、団体交渉事項については組合と協議をすること。また、地公労法に基づき、確認事項や妥結事項については文書による協約・協定を締結すること。
10. 下水道部の企業会計への移行を確認し、上下水道統合についての考え方を明らかにすること。
11. フルタイムの正規職員に過度の負担がかからないよう、任期付職員との比率を考慮した人員配置をすること。
12. 施設の改善について組合と協議すること。